

クラウドワークス利用規約 新旧対照表

新	旧
<p><b>第5条 情報提供義務</b>                      1. 会員となろうとする者が法人ではなく個人であり、かつ当該会員となろうとする者が消費税法上の適格請求書発行事業者登録を完了している場合には、弊社に対し、当該会員となろうとする者に関して、次に掲げる事項を通知しなければならないものとします。                      (1) 適格請求書発行事業者公表サイトに登録された氏名又は名称                      (2) 適格請求書発行事業者公表サイトに登録された主たる屋号・通称・旧姓(旧氏)                      (3) 登録番号                      (4) その他消費税法上の公表申出手続により登録している情報                      2. 会員となろうとする者が法人であり、かつ当該会員となろうとする者が消費税法上の適格請求書発行事業者登録を完了している場合には、弊社に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとします。                      (1) 適格請求書発行事業者公表サイトに登録された法人名                      (2) 登録番号                      (3) 本店又は主たる事務所の所在地                      (4) 国内において行う資産の譲渡等に係る事務所その他これらに準ずるものの所在地                      3. すでに会員となっている者が、会員となった後に消費税法上の適格請求書発行事業者登録を完了した場合、個人の会員は、当該会員に関する本条第1項各号に掲げる事項、法人の会員は、当該法人に関する本条第2項に掲げる事項について、遅滞なく、弊社に対して通知しなければならないものとします。                      4. 会員又は会員となろうとする者が、消費税法上の規定により適格請求書発行事業者登録を取り消され、又はその登録の効力を失ったときは、直ちに弊社に対してその旨書面又は電磁的方法により通知するものとします。                      5. 会員又は会員となろうとする者が本条に定める情報提供義務を怠ったこと、又は虚偽の情報を提供したことにより、当該会員又は会員となろうとする者に損害が生じた場合でも、当該損害について弊社は一切の責任を負わないものとします。                      6. 会員又は会員となろうとする者が本条に定める情報提供義務を怠ったこと、又は虚偽の情報を提供したことにより、弊社又はクライアントに損害が生じた場合、会員又は会員となろうとする者は弊社又はクライアントに対し、当該損害を賠償する義務を負うものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第6条 会員登録の取消等・退会 (※以降、条番号繰り下げ) (略)</p>	<p>第5条 会員登録の取消等・退会 (略)</p>